

議案第23号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月4日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

使用料のキャッシュレス決済の導入に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則（昭和 6 1 年杉並区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項ただし書中「したとき」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者（第 7 条の 6 第 2 項において「指定納付受託者」という。）に使用料の納付を委託したとき」を加える。

第 7 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、温水プールの使用許可を受けたものが指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、教育委員会が指定した日までに使用料を納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(使用の申請) 第4条の2 委員会から温水プールの使用の承認を受けようとする者は、別表第2に定める使用の申請期間内に杉並区立杉並第十小学校温水プール使用申請書(第1号の2様式。以下「使用申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。ただし、一般使用(温水プールを使用しようとする日(以下「使用日」という。))当日に使用申請して使用する場合をいう。以下同じ。)する者は、使用料を納付したとき<u>又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(第7条の6第2項において「指定納付受託者」という。)</u>に使用料の納付を委託したときをもつて使用申請書を提出したものとみなす。 2及び3 略 (使用料の徴収時期の特例) 第7条の6 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、温水プールの使用許可を受けたものが指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、教育委員会が指定した日までに使用料を納付しなければならない。</u>	(使用の申請) 第4条の2 委員会から温水プールの使用の承認を受けようとする者は、別表第2に定める使用の申請期間内に杉並区立杉並第十小学校温水プール使用申請書(第1号の2様式。以下「使用申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。ただし、一般使用(温水プールを使用しようとする日(以下「使用日」という。))当日に使用申請して使用する場合をいう。以下同じ。)する者は、使用料を納付したとき_____ _____をもつて使用申請書を提出したものとみなす。 2及び3 略 (使用料の徴収時期の特例) 第7条の6 略